

公益社団法人群馬県看護協会 寄付金取扱要領第 12 条に基づく情報の公表

公益社団法人群馬県看護協会 寄付金取扱要領第 12 条の規定に基づき、本会が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に受領した寄付金について、次のとおり公表する。

令和 5 年 4 月 3 日

公益社団法人群馬県看護協会 会長 荻原京子

個人・法人等の別 (法人・団体の名称)	寄付金等 受領日	寄付金等 の金額	寄付者が定めた用途	金銭以外の物品で ある場合の内容
個人	令和 4 年 8 月 29 日	円 50,000	新型コロナウイルス感染 症予防のための物品購入 等	—
個人	令和 4 年 10 月 13 日	円 30,000	公益社団法人群馬県看護 協会訪問看護ステーショ ン前橋南での訪問看護事 業	—
法人 (東洋羽毛北関東販 売株式会社)	令和 4 年 12 月 15 日	円 600,000	用途の指定なし	—